

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った令和 3 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間中の休業等について、一日当たりの支給上限額を 13,500 円、助成率を 2/3（中小企業事業主にあつては 4/5）（令和 2 年 1 月 24 日以降解雇等を行っていない場合には、助成率を 3/4（中小企業事業主にあつては 9/10））とする。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 31 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる区域のうち職業安定局長の定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の上限又は飲食物の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中の休業等（令和 3 年 6 月 30 日までにを行ったものであって、重点区域におけるものに限る。以下この②において同じ。）及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等について以下の特例措置を行う。
（※）・日額上限：15,000 円
・助成率： 4/5
（令和 3 年 1 月 8 日以降解雇等を行っていない場合 10/10）
- ③ 新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、業況が特に悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当する事業主が行う令和 3 年 6 月 30 日までの休業等について、（※）の特例措置を行う。
- ④ 継続して雇用された期間が 6 か月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 3 年 6 月 30 日までの間にある場合に変更する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、雇用調整助成金に係る支給上限日数に加えて支給を受けることができること等とする期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までに変更する。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 4 月中旬（予定）

施行期日：公布の日から施行し、上記「2. 改正の概要」の②については、令和 3 年 4 月 5 日から開始した休業等について適用する。

5月・6月の雇用調整助成金等・休業支援金等(案)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円
大企業 (※3)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域(注)において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域(注)において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業及び中小企業)

(注) 宮城県仙台市、東京都23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、沖縄県那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市及び名護市

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※4)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成 24 年法律第 31 号）

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第 31 条の 4 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施公示等すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。

3～6 （略）

（感染を防止するための協力要請等）

第 31 条の 6 都道府県知事は、第 31 条の 4 第 1 項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第 2 号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

2～5 （略）

○ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 4 月 1 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

（3）まん延防止

7）重点区域における取組等

① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述 8）に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

（略）

- ・ いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

（略）

雇用調整助成金の支給状況について

- 令和2年度予算額（補正予算額等含む）：3兆9,488億円（うち雇用調整助成金：3兆5,882億円、緊急雇用安定助成金：3,606億円）
- ◎ 令和3年度予算額（繰越額含む）：1兆4,077億円（うち雇用調整助成金：1兆2,487億円、緊急雇用安定助成金：1,591億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～11/13		1,887,838(456,303)	－	1,814,877(437,761)	－	21,892(1,539)
11/14～11/20	54,549(11,670)	1,942,387(467,973)	64,740(13,324)	1,879,617(451,085)	669(53)	22,562(1,592)
11/21～11/27	51,530(10,662)	1,993,917(478,635)	48,874(10,294)	1,928,491(461,379)	404(31)	22,966(1,623)
11/28～12/4	70,600(14,920)	2,064,517(493,555)	61,811(12,553)	1,990,302(473,932)	560(36)	23,525(1,659)
12/5～12/11	55,224(11,207)	2,119,741(504,762)	62,222(12,979)	2,052,524(486,911)	481(37)	24,006(1,696)
12/12～12/18	53,353(10,744)	2,173,094(515,506)	59,706(11,328)	2,112,230(498,239)	631(33)	24,637(1,728)
12/19～12/25	58,084(12,055)	2,231,178(527,561)	57,386(11,300)	2,169,616(509,539)	456(25)	25,093(1,754)
12/26～1/1	17,132(3,363)	2,248,310(530,924)	9,841(1,697)	2,179,457(511,236)	82(7)	25,175(1,760)
1/2～1/8	63,008(14,114)	2,311,318(545,038)	57,385(11,933)	2,236,842(523,169)	558(27)	25,733(1,788)
1/9～1/15	51,994(10,686)	2,363,312(555,724)	49,507(10,479)	2,286,349(533,648)	309(19)	26,042(1,807)
1/16～1/22	63,170(12,683)	2,426,482(568,407)	68,466(14,010)	2,354,815(547,658)	527(30)	26,569(1,837)
1/23～1/29	71,900(15,190)	2,498,382(583,597)	66,271(13,780)	2,421,086(561,438)	538(33)	27,107(1,870)
1/30～2/5	68,652(15,053)	2,567,034(598,650)	68,086(13,451)	2,489,172(574,889)	552(24)	27,658(1,895)
2/6～2/12	52,120(11,417)	2,619,154(610,067)	58,698(12,802)	2,547,870(587,691)	551(29)	28,210(1,924)
2/13～2/19	62,658(14,188)	2,681,812(624,255)	69,626(15,041)	2,617,496(602,732)	573(31)	28,783(1,954)
2/20～2/26	62,544(14,138)	2,744,356(638,393)	52,619(12,091)	2,670,115(614,823)	415(26)	29,198(1,980)
2/27～3/5	80,494(18,320)	2,824,850(656,713)	66,930(15,668)	2,737,045(630,491)	482(32)	29,680(2,013)
3/6～3/12	71,342(16,128)	2,896,192(672,841)	68,265(15,345)	2,805,310(645,836)	599(40)	30,279(2,053)
3/13～3/19	66,357(15,282)	2,962,549(688,123)	65,366(14,740)	2,870,676(660,576)	512(33)	30,791(2,086)
3/20～3/26	66,614(15,211)	3,029,163(703,334)	62,139(13,821)	2,932,815(674,397)	481(36)	31,272(2,122)
3/27～3/31	49,485(11,724)	3,078,648(715,058)	34,586(8,022)	2,967,401(682,419)	307(22)	31,579(2,144)
4/ 1～4/ 9	95,007	3,173,655	77,642	3,045,043	612	32,191
うち雇用調整助成金	72,393	2,435,983	59,677	2,344,659	561	29,996
うち緊急雇用安定助成金	22,614	737,672	4 17,965	700,384	51	2,195

※ 緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）。令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）。